

特定事業所集中減算 関係法令等

○ 指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成 12 年厚生省告示第 20 号)

別表

イ 居宅介護支援費(1月につき)

(1) 居宅介護支援費(I)

- | | |
|-----------------------|----------|
| ㊦ 要介護 1 又は要介護 2 | 1,053 単位 |
| ㊧ 要介護 3、要介護 4 又は要介護 5 | 1,368 単位 |

(2) 居宅介護支援費(II)

- | | |
|-----------------------|--------|
| ㊦ 要介護 1 又は要介護 2 | 527 単位 |
| ㊧ 要介護 3、要介護 4 又は要介護 5 | 684 単位 |

(3) 居宅介護支援費(III)

- | | |
|-----------------------|--------|
| ㊦ 要介護 1 又は要介護 2 | 316 単位 |
| ㊧ 要介護 3、要介護 4 又は要介護 5 | 410 単位 |

注 1～5 (略)

注 6 別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合には、特定事業所集中減算として、1月につき 200 単位を所定単位数から減算する。

(以下略)

○ 厚生労働大臣が定める基準(平成 27 年厚生労働省告示第 95 号)

八十三 居宅介護支援費に係る特定事業所集中減算の基準

正当な理由なく、指定居宅介護支援事業所(指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準第 2 条に規定する指定居宅介護支援事業所をいう。以下同じ。)において前 6 月間に作成した居宅サービス計画に位置付けられた指定訪問介護、指定通所介護又は指定福祉用具貸与(指定居宅サービス等基準第 193 条に規定する指定福祉用具貸与)又は指定地域密着型通所介護(以下この号において「訪問介護サービス等」という。)の提供総数のうち、同一の訪問介護サービス等に係る事業者によって提供されたものの占める割合が 100 分の 80 を超えていること。

○ 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成 12 年 3 月 1 日付け老企第 36 号)

第三 居宅介護支援費に関する事項

10 特定事業所集中減算について

(1) 判定期間と減算適用期間

居宅介護支援事業所は、毎年度 2 回、次の判定期間における当該事業所において作成された居宅サービス計画を対象とし、減算の要件に該当した場合は、次に掲げるところに従い、当該事業所が実施する減算適用期間の居宅介護支援のすべてについて減算を適用する。

- ① 判定期間が前期(3月1日から8月末日)の場合は、減算適用期間を 10 月 1 日から 3 月 31 日までとする。
- ② 判定期間が後期(9月1日から2月末日)の場合は、減算適用期間を 4 月 1 日から 9 月 30 日までとする。

なお、大臣基準告示において第 83 号の規定は平成 30 年 4 月 1 日から適用するとしているが、具体的には、①の期間（平成 30 年度においては、4 月 1 日から 8 月末日）において作成された居宅サービス計画の判定から適用するものであり、減算については、同年 10 月 1 日からの居宅介護支援から適用するものである。

(2) 判定方法

各事業所ごとに、当該事業所において判定期間に作成された居宅サービス計画のうち、訪問介護、通所介護、福祉用具貸与又は地域密着型通所介護（以下「訪問介護サービス等」という。）が位置づけられた居宅サービス計画の数をそれぞれ算出し、訪問介護サービス等それぞれについて、最もその紹介件数の多い法人（以下「紹介率最高法人」という。）を位置付けた居宅サービス計画の数の占める割合を計算し、訪問介護サービス等のいずれかについて 80%を超えた場合に減算する。

（具体的な計算式）

事業所ごとに、それぞれのサービスにつき、次の計算式により計算し、いずれかのサービスの値が 80%を超えた場合に減算

当該サービスに係る紹介率最高法人の居宅サービス計画数 ÷ 当該サービスを位置付けた計画数

(3) 算定手続

判定期間が前期の場合については 9 月 15 日までに、判定期間が後期の場合については 3 月 15 日までに、すべての居宅介護支援事業者は、次に掲げる事項を記載した書類を作成し、算定の結果 80%を超えた場合については当該書類を市町村長に提出しなければならない。なお、80%を超えなかった場合についても、当該書類は、各事業所において 2 年間保存しなければならない。

①～⑤ （略）

(4) 正当な理由の範囲

(3)で判定した割合が 80%を超える場合には、80%を超えるに至ったことについて正当な理由がある場合においては、当該理由を市町村長に提出すること。なお、市町村長が当該理由を不相当と判断した場合は特定事業所集中減算を適用するものとして取り扱う。正当な理由として考えられる理由を例示すれば次のようなものであるが、実際の判断に当たっては、地域的な事情等も含め諸般の事情を総合的に勘案し正当な理由に該当するかどうかを市町村長において適正に判断されたい。

① 居宅介護支援事業者の通常の事業の実施地域に訪問介護サービス等が各サービスごとでみた場合に 5 事業所未満である場合などサービス事業所が少数である場合

（例）訪問介護事業所として 4 事業所、通所介護事業所として 10 事業所が所在する地域の場合は、訪問介護について紹介率最高法人を位置付けた割合が 80%を超えても減算は適用されないが、通所介護について 80%を超えた場合には減算が適用される。

（例）訪問介護事業所として 4 事業所、通所介護事業所として 4 事業所が所在する地域の場合は、訪問介護及び通所介護それぞれについて紹介率最高法人を位置付けた割合が 80%を超えた場合でも減算は適用されない。

② 特別地域居宅介護支援加算を受けている事業者である場合

③ 判定期間の 1 月当たりの平均居宅サービス計画件数が 20 件以下であるなど事業所が小規模である場合

④ 判定期間の 1 月当たりの居宅サービス計画のうち、それぞれのサービスが位置付けられた計画件数が 1 月当たり平均 10 件以下であるなど、サービスの利用が少数である場合

（例）訪問介護が位置付けられた計画件数が 1 月当たり平均 5 件、通所介護が位置付けられた計画件数が 1 月当たり平均 20 件の場合は、訪問介護について紹介率最高法人を位置付けた割合が 80%を超えても減算は適用されないが、通所介護について 80%を超えた場合には減算が適用される。

⑤ サービスの質が高いことによる利用者の希望を勘案した場合などにより特定の事業者に集中していると認められる場合

(例) 利用者から質が高いことを理由に当該サービスを利用したい旨の理由書の提出を受けている場合であって、地域ケア会議等に当該利用者の居宅サービス計画を提出し、支援内容についての意見・助言を受けているもの。

⑥ その他正当な理由と市町村長が認めた場合

○ 居宅介護支援における特定事業所集中減算(通所介護・地域密着型通所介護)の取扱いについて(介護保険最新情報 Vol. 553)

問 平成28年4月1日から特定事業所集中減算の対象サービスとして地域密着型通所介護が加わったところであるが、平成28年4月1日前から継続して通所介護を利用している者も多く、通所介護と地域密着型通所介護とを分けて計算することで居宅介護支援業務にも支障が生じると考えるが、減算の適用有無の判断に際して柔軟な取扱いは可能か。

回答 平成28年4月1日以降平成30年3月31日までの間に作成される居宅サービス計画について特定事業所集中減算の適用を判定するに当たっては、通所介護及び地域密着型通所介護(以下「通所介護等」という。)のそれぞれについて計算するのではなく、通所介護等のいずれか又は双方を位置付けた居宅サービス計画数を算出し、通所介護等について最もその紹介件数の多い法人を位置づけた居宅サービス計画の数の占める割合を計算することとして差し支えない。

○ 平成30年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol. 1) (平成30年3月23日)

問 135 平成28年5月30日事務連絡「居宅介護支援における特定事業所集中減算(通所介護・地域密着型通所介護)の取扱いについて」(介護保険最新情報 Vol. 553)において、特定事業所集中減算における通所介護及び地域密着型通所介護の紹介率の計算方法が示されているが、平成30年度以降もこの取扱いは同様か。

回答 貴見のとおりである。